

一、最新中国法令

- [关于授权国务院在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定](#)

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会

【发布日期】2013-08-30

【实施日期】2013-10-01

【内容提要】根据该决定，全国人民代表大会常务委员会授权国务院在上海外高桥保税区、上海外高桥保税物流园区、洋山保税港区和上海浦东机场综合保税区基础上设立的中国（上海）自由贸易试验区内，对国家规定实施准入特别管理措施之外的外商投资，暂时调整相关法律规定的行政审批。具体内容如下：

暂时调整的相关法律规定		调整后的内容
《中华人民共和国外资企业法》	第六条：外资企业设立审批	暂时停止行政审批，改为备案管理
	第十条：外资企业分立、合并或者其他重要事项变更审批	
	第二十条：外资企业经营期限审批	
《中华人民共和国中外合资经营企业法》	第三条：中外合资经营企业设立审批	
	第十三条：中外合资经营企业延长合营期限审批	
	第十四条：中外合资经营企业解散审批	
《中华人民共和国中外合作经营企业法》	第五条：中外合作经营企业设立审批	
	第七条：中外合作经营企业协议、合同、章程重大变更审批	
	第十条：中外合作经营企业转让合作企业合同权利、义务审批	
	第十二条第二款：中外合作经营企业委托他人经营管理审批	
	第二十四条：中外合作经营企业延长合作期限审批	

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2013-08/31/content_1805118.htm

一、最新中国法令

- [国务院授权中国（上海）自由贸易试验区中的関連法令の定める行政許可を一時調整する旨の決定](#)

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会

【発布日】2013-08-30

【実施日】2013-10-01

【概要】本決定によると、全国人民代表大会常務委員会は国务院に授權して、上海外高橋保税区、上海外高橋保税物流園区、洋山保税港区和上海浦东空港総合保税区をベースに設立される中国（上海）自由貿易試験区内において、国の規定で参入特別管理措置が実施される以外の外商投資について、関連法令の定める行政許可を一時調整する。具体的な内容は以下の通りである。

一時調整する関連法令規定		調整後の内容
「中華人民共和國外資企業法」	第六条：外資企業の設立に関する審査許可	行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理に変更する。
	第十条：外資企業の分割、合併またはその他の重要事項の変更に関する審査許可	
	第二十条：外資企業の経営期間に関する審査許可	
「中華人民共和國中外合弁經營企業法」	第三条：中外合弁經營企業の設立に関する審査許可	
	第十三条：中外合弁經營企業の共同經營期間延長に関する審査許可	
	第十四条：中外合弁經營企業の解散に関する審査許可	
「中華人民共和國中外合作經營企業法」	第五条：中外合作經營企業の設立に関する審査許可	
	第七条：中外合作經營企業の協議書、契約書、定款の重大変更に関する審査許可	
	第十条：中外合作經營企業による合作企業契約における権利、義務の譲渡に関する審査許可	
	第十二条第二項：中外合作經營企業の他者への経営管理委託に関する審査許可	
	第二十四条：中外合作經營企業の合作期間延長に関する審査許可	

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2013-08/31/content_1805118.htm

● 关于修改《中华人民共和国商标法》的决定

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会
 【发布日期】2013-08-30
 【实施日期】2014-05-01
 【内容提要】根据该决定，本次修改内容主要包括六个方面：
 ■ 增加关于商标审查时限的规定；
 ■ 完善商标注册异议制度；
 ■ 厘清驰名商标保护制度；
 ■ 加强商标专用权保护；
 ■ 规范商标代理活动；
 ■ 规范商标申请和使用行为，禁止抢注他人商标。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2013-08/31/content_1805119.htm

● 「中華人民共和國商標法」の改正に関する決定

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会
 【発布日】2013-08-30
 【実施日】2014-05-01
 【概要】本決定によると、今次改正内容には主として六つの点が含まれる。
 ■ 商標審査期間に関する規定の追加。
 ■ 商標登録異議制度の整備。
 ■ 著名商標保護制度の整理明確化。
 ■ 商標専用権保護の強化。
 ■ 商標代理活動の規範化。
 ■ 商標申請および使用行為の規範化、他者の商標を持ち主より先に登録することの禁止。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2013-08/31/content_1805119.htm

● 关于暂免征收部分小微企业增值税和营业税政策有关问题的公告

【发布单位】国家税务总局
 【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 49 号
 【发布日期】2013-08-21
 【实施日期】2013-08-01
 【内容提要】根据该公告：

销售额或营业额的含义	“月销售额或营业额不超过 2 万元”包含“月销售额或营业额为 2 万元。”
季度申报销售额或营业额的确定	明确对于按季度申报的增值税小规模纳税人或营业税纳税人，季度销售额或营业额不超过 6 万元（含 6 万元）的，可按规定暂免征收增值税或营业税。
兼营营业税应税项目计算问题	明确增值税小规模纳税人中的企业或非企业性单位，应当分别核算增值税应税项目销售额和营业税应税项目营业额。
代开发票问题	明确增值税小规模纳税人中的企业或非企业性单位，月销售额不超过 2 万元（按季纳税 6 万元）的，当期因代开增值税专用发票（含货物运输业增值税专用发票）和普通发票已经缴纳的税款，在发票全部联次追回后可以向主管税务机关申请退还。

【法令全文】请点击以下网址查看：
 关于暂免征收部分小微企业增值税和营业税政策有关问题的公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12369883.html>

● 一部小規模零細企業の増値税および営業税の徴収を一時免除する政策の関連事項に関する公告

【発布機関】国家税務総局
 【発布番号】国家税務総局公告 2013 年第 49 号
 【発布日】2013-08-21
 【実施日】2013-08-01
 【概要】本公告によると、以下の通りである。

売上高または取引高の意味	「月間売上高または取引高が 2 万元を超えない」には「月間売上高または取引高が 2 万元であること」も含まれる。
四半期毎に申告する売上高または取引高の確定	四半期毎に申告する増値税小規模納税者または営業税納税者について、四半期ごとの売上高または取引高が 6 万元を超えない(6 万元を含む)場合、規定に基づき増値税または営業税の徴収を一時免除できることを明確にした。
営業税課税項目を同時に営む場合の計算問題	増値税小規模納税者に該当する企業および非企業機関は、増値税課税項目の売上高と営業税課税項目の取引高を分けて計算する必要があることを明確にした。
発票代理発行の問題	増値税小規模納税者に該当する企業および非企業機関で、月間売上高が 2 万元(四半期ごとの課税額が 6 万元)を超えない場合、当期の増値税専用発票(貨物輸送業増値税専用発票を含む)および普通発票の代理発行により納付済みの税金については、発票伝票の綴りの全てを回収した上で主管税務機関に対し還付申請を行うことができることを明確にした。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 一部小規模零細企業の増値税および営業税の徴収を一時免除する政策の関連事項に関する公告
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/12369883.html>

关于《暂免征收部分小微企业增值税和营业税有关问题的公告》的解读

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12369872.html>

● 再制造产品“以旧换再”试点实施方案

【发布单位】国家发展和改革委员会、财政部、工业和信息化部、商务部、国家质量监督检验检疫总局

【发布文号】发改环资〔2013〕1303号

【发布日期】2013-07-04

【实施日期】2013-07-04

【内容提要】该方案主要对再制造产品“以旧换再”试点实施的范围和补贴方式、推广产品应具备的条件、“以旧换再”回收旧件应具备的条件以及推广企业应具备的条件作了详细规定。

【备注】

- **再制造**，是指将旧汽车零部件、工程机械、机床等进行专业化修复的批量化生产过程，再制造产品达到与原有新品相同的质量和性能。
- **再制造产品**，是指境内旧品经过再制造过程并达到再制造要求，重新上市销售的产品。
- **以旧换再**，是指境内再制造产品购买者交回旧件并以置换价购买再制造产品的行为。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2013-08/27/content_2474507.htm

● 关于进一步改进企业债券发行工作的通知

【发布单位】国家发展和改革委员会

【发布文号】发改办财金〔2013〕1890号

【发布日期】2013-08-02

【内容提要】根据该通知：

下放权限，强化责任
将目前由国家发展和改革委员会进行的地方企业申请发行企业债券预审工作委托省级发展改革部门负责。
明确流程，限时办结
地方发债企业按程序将发债申请材料报送省级发展改革部门，省级发展改革部门应于15个工作日内完成预审工作。

「一部小規模零細企業の増値税および営業税の徴収を一時免除する政策の関連事項に関する公告」に関する解説

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138532/12369872.html>

● 再製造製品の「旧製品から再製造製品への買い替え」試行実施方案

【発布機関】国家發展改革委員會、財政部、工業情報化部、商務部、国家品質監督検査検疫総局

【発布番号】発改環資〔2013〕1303号

【発布日】2013-07-04

【実施日】2013-07-04

【概要】本方案は、主に再製造製品の「旧製品から再製造製品への買い替え」試行実施の範囲および補填方式、普及させる製品が具備すべき条件、「旧製品から再製造製品への買い替え」に伴う回収旧製品が具備すべき条件および普及させる企業が具備すべき条件について詳細な規定を設けた。

【備考】

- **再製造**とは、中古自動車部品、建設機械、工作機械などに専門的な修復を行う量産製造過程を指し、再製造製品は元の新品と同等の品質と性能を満たす。
- **再製造製品**とは、国内の中古製品が再製造過程を経て、再製造要求を満たし、新たに市場で販売される製品を指す。
- **旧製品から再製造製品への買い替え**とは、国内の再製造製品購入者が旧製品を下取りに出し、下取り購入価格で再製造製品を購入する行為を指す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2013-08/27/content_2474507.htm

● 企業債券発行作業の一層改善に関する通知

【発布機関】国家發展改革委員會

【発布番号】発改弁財金〔2013〕1890号

【発布日】2013-08-02

【概要】本通知によると、以下の通りである。

権限を下級部門に移管し、責任を強化する
現在国家發展改革委員會が行っている地方企業の企業債券発行の事前審査作業を省級发展改革部門へ委託して行わせる。
手続きの流れを明確にし、期限を設けて手続きを完了する
地方の債券発行企業が手順に従って債券発行申請資料を省級の发展改革部門へ提出したあとで、省級发展改革部門は15営業日以内に事前審査作業を完了するものとする。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20130828_555543.htm

● 关于公布取消的自动进口许可管理货物目录的公告

【发布单位】商务部、海关总署
【发布文号】商务部、海关总署公告 2013 年第 60 号
【发布日期】2013-08-26
【实施日期】2013-09-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201308/20130800269073.shtml>

● 合格境内机构投资者境外证券投资外汇管理规定

【发布单位】国家外汇管理局
【发布文号】国家外汇管理局公告 2013 年第 1 号
【发布日期】2013-08-21
【实施日期】2013-08-21
【内容提要】该规定取消和简化了相关外汇管理程序，对合格境内机构投资者外汇管理政策进行归并和整合。主要内容如下：

- 取消资金汇出入币种限制，扩大境内机构投资者境外证券投资资金来源；
- 取消结汇、购汇审核，简化额度申请材料；
- 统一额度管理要求，对各类合格机构境外证券投资统一实行余额管理，即境外证券投资净汇出额不超过经批准的投资额度；
- 强化统计监测，充分运用电子化信息手段，加强对证券投资项下跨境资金流出的统计和事后监控，防范跨境资金流动风险。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/gzdt/2013-08/27/content_2475305.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20130828_555543.htm

● 取消された自動輸入許可管理貨物目録の公布に関する公告

【発布機関】商務部、税関総署
【発布番号】商務部、税関総署公告 2013 年第 60 号
【発布日】2013-08-26
【実施日】2013-09-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201308/20130800269073.shtml>

● 資格を満たす国内機関投資者の国外証券投資に関する外貨管理規定

【発布機関】国家外貨管理局
【発布番号】国家外貨管理局公告 2013 年第 1 号
【発布日】2013-08-21
【実施日】2013-08-21
【概要】本規定は関連外貨管理手順の取り消しおよび簡略化を行い、資格を満たす国内機関投資者の外貨管理政策に対する統合および整合を行った。主な内容は以下の通りである。

- 資金の外貨受送金における通貨制限を取り消し、国内機関の国外証券投資資金源を拡大する。
- 人民元転、外貨購入の審査を取り消し、限度額申請資料を簡略化した。
- 限度額に関する管理要求を統一し、資格を満たす各機関の国外証券投資に対する統一的な残高管理を行い、即ち国外証券投資に伴う正味の送金金額が許可された投資限度額を超えないようにする。
- 統計監視を強化し、電子化された情報手段を十分に活用し、証券投資項目におけるクロスボーダー資金流出入の統計および事後監視を強化し、クロスボーダー資金流動リスクを防止する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/gzdt/2013-08/27/content_2475305.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

● 中国加入《多边税收征管互助公约》，旨在加强跨国情报交换、税款追缴等税收征管合作

日前，中国国家税务总局局长代表中国政府在法国巴黎签署《多边税收征管互助公约》，中国由此成为该公约第 56 个签约方，为加强国际税收合作，扩大国际税收征收网络和提高对跨境纳税人的税收征管与服务水平迈出坚实的一步。

《多边税收征管互助公约》是一项旨在通过开展国际税收征管协作，打击跨境逃、避税行为，维护公平税收秩序的多边条约。其规定的征管协作形式包括情报交换、税款追缴和文书送达。截止目前，全球约有 60 多个国家已经或承诺签署《多边税收征管互助公约》，其中包括日本、美国、德国、英国等。

(摘自中央人民政府网站;2013 年 08 月 27 日发布)

● CEPA 补充协议十：服务贸易、金融合作、贸易投资便利化等方面再度开放

日前，经国务院批准，2013 年 08 月 29 日，内地与香港正式签署了《〈内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排〉补充协议十》；2013 年 08 月 30 日，内地与澳门正式签署了《〈内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排〉补充协议十》，两协议将于 2014 年 01 月 01 日起正式实施。

根据《〈内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排〉补充协议十》，内地将对香港进一步扩大开放，主要内容如下：

- 在服务贸易方面：内地对香港采取 65 项具体措施，在电信、分销、银行、证券、海运、公路运输、货代、商标代理等 28 个领域，在原有开放承诺的基础上，进一步放宽市场准入条件，取消股权限制、放宽经营范围和经营地域的限制等。同时，新增加复制服务和殡葬设施服务的开放承诺。
- 在金融合作方面：双方同意积极研究内地与香港基金产品互认，并为符合资格的香港保险业者参与经营内地交通事故责任强制保险业务提供支持和便利。
- 在贸易投资便利化方面：双方将加强商品检验检疫、质量标准领域的认证认可及标准化管理和知识产权领域的合作。

二、関連する新着情報

● 中国は「税務行政執行共助条約」に加盟し、国際間情報交換の強化、税金の追徴などの税務徴収管理における提携を図る

先頃、中国国家税务总局局長は中国政府を代表してフランスのパリで「税務行政執行共助条約」に調印した。これにより中国は同条約の 56 番目の調印国となり、国際税務提携の強化、国際税務徴収ネットワークの拡大および多国籍納税者に対する税務徴収管理とサービス水準の向上のための確かな一歩を踏み出した。

「税務行政執行共助条約」は、国際的な税務徴収管理共助を通じて、クロスボーダー脱税、租税回避行為を取り締まり、公平な税務秩序を守るための多国間条約である。それに定められた徴収管理共助形式には情報交換、税金追徴および文書送達が含まれる。現時点までに、全世界でおよそ 60 ヶ国が「税務行政執行共助条約」に締結済みまたは締結を承諾しており、それには日本、アメリカ、ドイツ、イギリスなどが含まれる。

(2013 年 8 月 27 日付の中央人民政府ウェブサイトより抜粋)

● CEPA 補充協議十：サービス貿易、金融提携、貿易投資の利便化などにおける再度の開放

先頃、國務院の許可を得て、2013 年 8 月 29 日に中国大陸部と香港とが正式に『中国大陸部と香港との經濟貿易緊密化協定』補充協議十』を締結し、2013 年 8 月 30 日には中国大陸部とマカオとが正式に『中国大陸部とマカオとの經濟貿易緊密化協定』補充協議十』を締結した。二つの協議とも 2014 年 1 月 1 日から正式に実施される。

『中国大陸部と香港との經濟貿易緊密化協定』補充協議十』によると、中国大陸部は香港に対し一層の開放拡大を行い、主な内容は以下の通りである。

- サービス貿易において：中国大陸部は香港に対し 65 項目の具体措置を講じ、電信、国内販売、銀行、証券、海運、道路輸送、貨物輸送代理、商標代理など 28 の分野において、これまで開放を認められていたものに加えて、市場参入条件の更なる開放が行われ、持分規制の取り消し、経営範囲および経営区域規制の緩和などが行われる。同時に、複製サービスおよび葬儀施設サービスを新たに開放することを承諾した。
- 金融提携において：双方は、中国大陸部と香港とのファンド製品の相互承認を積極的に研究し、資格を満たす香港の保険業者による中国大陸部の自動車損害賠償責任保険業務への参入を支持し、便宜を図ることに同意した。
- 貿易投資の利便化において：双方は、商品の検査検疫、品質基準分野での認証認可および基準化管理と知的財産権の分野での提携を強化する。

● 劳务派遣用工如何转成劳动合同制员工

全国人大常委会于2012年12月28日颁布了《关于修改<中华人民共和国劳动合同法>的决定》(该法律文件的主要内容均与劳务派遣员工有关,以下简称“劳务派遣新政”),劳务派遣新政已于2013年07月01日起实施。根据劳务派遣新政,企业应“严格控制劳务派遣员工用工数量,不得超过其用工总量的一定比例”。由于这一限制性规定,部分企业不得不将本单位的部分劳务派遣员工转为劳动合同员工(即,实务中所称的“劳务派遣转正”)。目前,虽然相关比例尚未正式公布(根据人力资源和社会保障部起草的《劳务派遣若干规定(征求意见稿)》,相关比例为10%),但部分企业已在为此进行积极筹划。

结合《劳动合同法》第十条、第五十八条、第五十九条等的规定,律师认为,企业将劳务派遣员工转为劳动合同员工,一般需要经过“解除劳务派遣关系”和“直接签订劳动合同”两个阶段,其中:

1. 解除劳务派遣关系:是指劳务派遣员工与劳务派遣单位解除劳动合同,以及企业与劳务派遣单位解除劳务派遣协议。
2. 直接签订劳动合同:是指企业在解除劳务派遣关系之后,直接与劳务派遣员工签订劳动合同。

在此,律师就企业在处理上述事项中应注意的相关问题,简要介绍、说明如下文。

解除劳务派遣关系

1. 解除劳务派遣关系的内容、意义:

解除劳务派遣关系,目的是为劳务派遣员工与企业今后直接签订劳动合同排除法律障碍。目前的实务操作中,多数情况下以企业、劳务派遣员工、劳务派遣单位共同签订三方书面协议(以下简称“三方协议”)的方式解决(但实践中,也有劳务派遣单位为尽可能逃避自己的责任,不同意加入三方协议的可能)。前述三方协议主要解决下述两个问题,即:

- 1) 劳务派遣员工与劳务派遣单位解除劳动合同:劳务派遣员工与劳务派遣单位解除双方之间此前签订的劳动合同,以便其后续与企业直接签订劳动合同。理论上,劳务派遣员工与劳务派遣单位解除劳动合同的方式主要有两种:第一,劳务派遣员工依法书面通知劳务派遣单位解除劳动合同

● 劳务派遣従業員から直接雇用従業員への切り替えはどのように行うのか

中国全国人民代表大会常務委員会は2012年12月28日に「『中華人民共和国労働契約法』の改正に関する決定」を公布し(本法律文書の内容はどれも劳务派遣従業員にかかわるものであり、以下「劳务派遣新政策」という)、劳务派遣新政策は2013年7月1日から施行されている。劳务派遣新政策によると、企業は「劳务派遣従業員の使用人数を厳格にコントロールし、その従業員使用総数の一定比率を超えてはならない」とされている。この制限規定のため、一部の企業は自社の劳务派遣従業員を部分的に労働契約に基づく直接雇用従業員に切り替えなければならなくなった(実務でいう「派遣社員から正社員への切り替え」)。現時点では、未だ関連比率は正式に公布されていないが(人的資源社会保障部が起草した「劳务派遣若干規定(意見募集稿)」に基づき、関連比率は10%になる)、一部の企業は既にこれについて積極的に計画を立てている。

「労働契約法」第十条、第五十八条、第五十九条などの規定に照らせば、企業が行う劳务派遣従業員の直接雇用従業員への切り替えは、通常、「劳务派遣関係の解除」と「労働契約の直接締結」という2段階が必要となると思われ、具体的には以下の通りである。

1. 劳务派遣関係の解除:劳务派遣従業員と劳务派遣会社との労働契約の解除および企業と劳务派遣会社との劳务派遣協議の解除を指す。
2. 労働契約の直接締結:企業が劳务派遣関係を解除した後の劳务派遣従業員との労働契約の直接締結を指す。

また、企業が上記事項を取り扱うにあたり留意しなければならない関連問題について、以下の通り簡潔に紹介し説明する。

劳务派遣関係の解除

1. 劳务派遣関係の解除の内容、意義

劳务派遣関係を解除する目的は、劳务派遣従業員と企業が以後労働契約を直接締結できるよう法的障害を除くことにある。現在、実務においては、ほとんどの場合、企業、劳务派遣従業員、劳务派遣会社が共同で書面による三者協議(以下、「三者協議」という)を締結する方式で解決している(ただし実践においては、劳务派遣会社ができる限り自己の責任から逃れようと、三者協議への参加に同意しない可能性もある)。前述の三者協議では主に以下の二つの問題を解決することになる。

- 1) 劳务派遣従業員が劳务派遣会社と労働契約を解除すること。後に企業と労働契約を直接締結するために、劳务派遣従業員と劳务派遣会社は双方間で以前に締結した労働契約を解除する。理論上、劳务派遣従業員と劳务派遣会社が労働契約を解除する方法は主として二通りである。一つは、劳务派遣従業員が法に従

同；第二，劳务派遣员工与劳务派遣单位协商解除劳动合同。考虑到劳务派遣员工的经济补偿金等事项的安排，目前的实务操作中，在上述三方协议中，按第二种操作方式的情况相对能够被劳务派遣员工、企业、劳务派遣单位等三方接受。

- 2) **企业与劳务派遣单位解除劳务派遣协议：**
对上述 1) 所述的劳务派遣员工，今后不再属于企业与劳务派遣单位此前签订的相关派遣协议所涵盖的范围，理论上，企业与劳务派遣单位应就该部分劳务派遣员工解除劳务派遣关系；实务中，企业与劳务派遣单位一般通过签订上述三方协议的方式，确认双方就前述劳务派遣员工解除劳务派遣关系，一般不另行单独签订其他协议等。

2. 经济补偿金的操作方案：

在劳务派遣员工与劳务派遣单位协商解除劳动合同的情况下，对劳务派遣员工此前在企业的工作年限涉及的经济补偿金（在劳动派遣关系中，经济补偿金一般名义上应由劳务派遣单位支付，实际上均由企业根据劳务派遣协议的约定承担）问题，有下述两种方案可以选择：

- 1) **支付经济补偿金，重新计算工作年限。**即，根据劳务派遣员工此前在企业的工作年限，按法定标准计算、支付经济补偿金；企业与劳务派遣员工直接签订劳动合同后，企业与劳务派遣员工今后依法解除、终止劳动合同时需计算、支付经济补偿金的，只需要计算劳务派遣员工与企业直接签订劳动合同后的相应工作年限即可。
- 2) **不支付经济补偿金，合并计算工作年限。**即，劳务派遣员工与劳务派遣单位解除劳动合同的，对其此前在企业的相应工作年限，不支付经济补偿金，而是将前述工作年限与企业与劳务派遣员工直接签订劳动合同后的工作年限合并计算，待企业与劳务派遣员工今后依法解除、终止劳动合同时需计算、支付经济补偿金的，按前述合并后的工作年限计算、支付相应经济补偿金。

结合《劳动合同法实施条例》第十条等的规定，律师认为，现行法律条款并未强制规定企业、劳务派遣单位必须先对劳务派遣员工“买断工龄”，上述两种方案都合法，可以选择应用；律师认为，实务操作中，方案 1) 具有“买断工龄，重新开始，两不相欠”的特点；方案 2) 具有“暂不买断、合并计算、不必即时支付”的特点。

って劳务派遣会社に対し労働契約解除の書面通知を行う方法である。もう一つは、劳务派遣従業員と劳务派遣会社が協議のうえ労働契約を解除する方法である。劳务派遣従業員の経済補償金などの事項の処理を考慮し、現在の実務では、上記三者協議において、後者の方法が劳务派遣従業員、企業、劳务派遣会社などの三者に比較的受け入れられやすい。

- 2) **企業と劳务派遣会社が劳务派遣協議を解除すること。**上記 1) で述べた劳务派遣従業員については、企業と劳务派遣会社が以前締結した関連派遣協議で網羅する範囲に該当しなくなるため、理論上、企業と劳务派遣会社はこれらの一部の劳务派遣従業員について劳务派遣関係を解除しなければならない。実務においては一般的に、企業は劳务派遣会社と上記三者協議を締結する方式をもって、前述の劳务派遣従業員についての双方の劳务派遣関係の解除についても確認するため、通常は別途その他の協議などを単独で締結することはない。

2. 経済補償金の取扱方案

劳务派遣従業員と劳务派遣会社が労働契約を協議解除する状況において、劳务派遣従業員のこれまでの企業における勤務年数にかかわる経済補償金（劳务派遣関係においては、経済補償金の一般的な名目上では劳务派遣会社を支払うべきものであるとしても、実際には企業が劳务派遣協議の取決めに従って全て負担することになる）の問題については、以下の二つの方案から選択することができる。

- 1) **経済補償金を支払い、新規に勤務年数を計算する。**劳务派遣従業員のこれまでの企業における勤務年数に基づき、法定基準に照らして経済補償金を計算し支給する。企業が劳务派遣従業員と労働契約を直接締結した後で、企業が劳务派遣従業員との労働契約を法に従って解除し終了する際に経済補償金を計算、支給しなければならない場合、劳务派遣従業員が企業と労働契約を直接締結した後のかかる勤務年数を計算するだけでよい。
- 2) **経済補償金の支払いを行わず、勤務年数を合算する。**劳务派遣従業員と劳务派遣会社が労働契約を解除する際、これまでの企業における勤務年数について、経済補償金を支払わず、前述の勤務年数を企業が劳务派遣従業員と労働契約を直接締結した後の勤務年数に合算し、将来企業が劳务派遣従業員との労働契約を法に従って解除し終了する際に経済補償金を計算し支給しなければならない状況になった時点で、前述の合算後の勤務年数に基づき、経済補償金を計算し支給する。

「労働契約法实施条例」第十条などの規定に照らせば、現行法の条項には企業、劳务派遣会社に対し劳务派遣従業員について「勤務年数の買取」を義務付ける規定はなく、上記いずれの方案も適法であり、選択し応用することが可能と思われる。実務においては、方案 1) には「勤務年数を買取り、新たに計算を開始することで、両者に貸し借りが無い」という特徴があり、方案 2) には「差し当たり買取りは行

わずに合算し、即時に支払う必要はない」という特徴があると考えられる。

実践操作中、劳务派遣员工、企业、劳务派遣单位等三方也可就上述 1、2 项内容共同签订三方协议，以解除劳务派遣关系，并确定各自的具体权利义务，消除劳务派遣员工的相关疑虑等。

直接签订劳动合同

根据《劳动合同法》相关规定，劳务派遣关系中，劳务派遣员工与劳务派遣单位签订劳动合同，劳务派遣单位是法定的用人单位；当企业与劳务派遣员工后续签订劳动合同时，企业是法定的用人单位。因此，劳务派遣员工在转为劳动合同员工时，虽然在实务层面，其始终是企业工作，但在法律层面，其前后所属的用人单位不同，企业与其直接签订劳动合同时，应注意就下述事宜进行明确约定：

1. 劳动合同的起始日期：

根据《劳动合同法》第七条“用人单位自用工之日起即与劳动者建立劳动关系……”的规定，律师认为，由于劳务派遣员工与企业直接签订劳动合同前后，双方之间的法律关系不同（即，在直接签订劳动合同前，劳务派遣员工与企业之间没有直接劳动法律关系；在直接签订劳动合同后，劳务派遣员工与企业之间是直接的劳动合同法律关系），可能影响劳务派遣员工与企业直接签订劳动合同后的相关具体权利义务。因此，为了与劳务派遣员工此前在企业的工作年限进行区别，企业与劳务派遣员工直接签订劳动合同时，有必要另行约定劳动合同的起始日期，排除劳务派遣员工此前在企业的工作年限，并按该日期重新计算劳务派遣员工在企业的工作年限。

2. 与签订无固定期限劳动合同法定条件有关的事项：

结合《劳动合同法》第十四条第二款第（一）、（三）项等的规定，劳动者在企业连续工作满 10 年或连续两次订立固定期限劳动合同的，企业依法应与其签订无固定期限劳动合同。律师理解，虽然上述法律条款没有明确说明，但上述法律条款适用的前提是劳动者与企业存在直接劳动合同关系；而劳务派遣员工在与企业直接签订劳动合同前，双方没有直接的劳动法律关系，其相应的工作年限或签订固定期限劳动合同的次数，不能适用上述法律条款。实务操作中，企业与劳务派遣员工直接签订劳动合同时，建议明确约定，劳务派遣员工此前在企业的工作年限不连续计算；此前因被派遣到企业工作而与劳务派遣单位签订的劳动合同的次数不与其与企业签订劳动合同的次数合并计算。

实务においては、劳务派遣関係を解除した上で、各自の具体的な権利義務を確定し、劳务派遣従業員の疑念などを解消するために、劳务派遣従業員、企業、劳务派遣会社などの三者が上記 1、2 項の内容について共同で三者協議を締結することも考えられる。

労働契約の直接締結

「労働契約法」の関連規定によれば、劳务派遣関係では、劳务派遣従業員と劳务派遣会社が労働契約を締結し、劳务派遣会社が法定使用者となる。後に企業と劳务派遣従業員が労働契約を締結した時点で、企業が法定使用者となる。よって、劳务派遣従業員が直接雇用従業員に切り替わる際、实务においては前後一貫して企業に勤務しているのであっても、法律上ではその所属する使用者が異なる。よって、企業が本人と労働契約を直接締結する際には、以下の事項について明確な取決めを行うことに留意しなければならない。

1. 労働契約の開始日

「労働契約法」第七条の「使用者は従業員を使用した日から直ちに労働者と労働関係を確立し……」の規定によると、劳务派遣従業員と企業が労働契約を直接締結する前後では、双方間の法的関係が異なるため（労働契約の直接締結前は劳务派遣従業員と企業の間には直接的な労働法律関係はなく、労働契約の直接締結後に劳务派遣従業員と企業の間には直接的な労働法律関係となる）、劳务派遣従業員と企業が労働契約を直接締結した後のかかる具体的な権利義務に影響があるものと考えられる。よって、劳务派遣従業員のこれまでの企業における勤務年数を区別するため、企業が劳务派遣従業員と労働契約を直接締結する際には、労働契約の開始日を別途取り決めることで、劳务派遣従業員のこれまでの企業における勤務年数を排除し、当該期日に基づき新たに劳务派遣従業員の企業における勤務年数を計算する必要がある。

2. 無期労働契約締結の法定条件に関する事項

「労働契約法」第十四条第二項第（一）、（三）号などの規定によると、労働者の企業における勤続年数が 10 年を経過し、または有期労働契約を連続 2 回締結した場合、企業は法に従って本人と無期労働契約を締結しなければならない。筆者の認識では、上記法律条項には明確な説明がないとしても、上記法律条項を適用する前提は、労働者と企業との間に直接の労働関係が存在することであるため、劳务派遣従業員が企業と労働契約を直接締結する前は、双方に直接の労働関係は存在せず、その間にかかる勤務年数または有期労働契約の締結回数については、上記法律条項を適用できないと判断する。实务においては、企業が劳务派遣従業員と労働契約を直接締結する際には、劳务派遣従業員のこれまでの企業における勤務年数は継続計算せず、これまで企業に派遣される際に劳务派遣会

社と労働契約を締結した回数は本人と企業が労働契約を締結した回数に合算しないことを明確に取り決めておくのがよい。

3. 关于医疗期：

结合现行国家及地方层面关于医疗期的政策，劳动者依法应享受的医疗期期限，与劳动者在本单位的工作年限有关。律师理解，如在上述 2 中所述，虽然相关政策没有明确说明，但上述法律条款适用的前提是劳动者与企业存在直接劳动合同关系；因此，为区分劳务派遣员工与企业签订劳动合同前的工作年限，减少今后可能发生的争议，企业与劳务派遣员工直接签订劳动合同时，建议明确约定，劳务派遣员工应享有的医疗期按其与企业直接签订劳动合同后的工作年限计算、确定。

4. 其他：

除上述 1、2、3 项外，劳务派遣员工转为劳动合同员工时，根据具体情况，可能还涉及其他事项的调整，例如：

- 1) 劳务派遣员工与企业直接签订劳动合同后，其工资、社会保险事宜的具体操作，可以由企业自行直接办理，也可以由企业另行委托劳务派遣单位代为办理。
- 2) 劳务派遣员工与企业直接签订劳动合同前，企业如与其签订了培训服务期协议、竞业限制协议等专门协议的，均需在双方直接签订劳动合同后进行相应调整（如，相关协议约定内容涉及劳务派遣单位的相关权利义务的，需进行相应变更等）。

劳务派遣员工转为劳动合同员工是一项专业而复杂的工作，涉及到劳动法律关系诸多方面的调整，本文仅简单总结了其主要的注意事项。实践中，企业可结合自身劳动规章制度，在听取专业人士意见基础上，事先拟定周详的应对方案，以尽量避免相关劳动法律风险。

（里兆律师事务所 2013 年 08 月 30 日编写）

3. 医療期間について

現行の国および地方の医療期間に関する政策に照らせば、労働者が法に従って取得できる医療期間の長さは、労働者の企業における勤務年数と関連している。筆者の認識では、上記 2 で述べた通り、関連政策に明確な説明がないとしても、上記法律条項を適用する前提が労働者と企業との直接の労働関係の存在であることから、劳务派遣従業員が企業と労働契約を直接締結する前の勤務年数を区別し、今後の紛争発生を抑えるために、企業が劳务派遣従業員と労働契約を直接締結する際には、劳务派遣従業員が取得できる医療期間は本人と企業が労働契約を直接締結した後の勤務年数に基づき計算し確定することを明確に取り決めておくのがよい。

4. その他

上記 1、2、3 項以外にも、劳务派遣従業員を直接雇用従業員に切り替える際には、具体的な状況に応じて、その他の事項の調整も必要になってくる可能性があり、例えば以下の通りである。

- 1) 劳务派遣従業員が企業と労働契約を直接締結した後の、本人の賃金、社会保险事項に関する具体的な処理については、企業が自ら直接処理しても、企業が劳务派遣会社に別途委託して代行させてもよい。
- 2) 劳务派遣従業員が企業と労働契約を直接締結する前に、企業が例えば本人と研修期間協議、競業禁止協議などの個別の協議を取り交わしていた場合、双方が労働契約を直接締結した後はいずれも相応に調整する必要がある（例えば、関連協議で取り決めた内容が劳务派遣会社の権利義務にかかわる場合は相応に変更する必要があるなど）。

劳务派遣従業員の直接雇用従業員への切り替えは、高い専門性を必要とし且つ複雑な作業でもあり、労働法律関係の多岐にわたる調整の必要が伴うものである。本文ではその主な留意点を簡潔にまとめたが、実務においては、労働関連の法的リスクをできる限り抑えるためにも、企業は自己の労働規則制度に照らし、専門家の意見を基に、事前に周到な対応方案を定めておく必要がある。

（里兆法律事務所が 2013 年 8 月 30 日付で作成）